

監 査 等 報 告 書

1 監査の基準

「福島県市町村総合事務組合監査基準」に準拠

2 監査等の対象

令和5年度の一般会計及び特別会計に関する事務
(例月出納検査については令和6年6月分)

3 監査等の種類及び着眼点(評価項目)

(1) 財務監査

財務に関する事務の執行が適正かつ合理的、効果的に行われているか。

(2) 例月出納検査

会計管理者の保管する現金の残高及び出納諸表について計数を確認し、
現金の出納事務が正確に行われているか。

4 監査等の実施内容

提出された監査資料による説明聴取及び関係諸帳簿と証拠書類の照合

5 監査等結果

組合の事務処理は、法令を遵守し、適正かつ合理的、効率的に執行されていると認められる。

また、例月出納検査についても、毎月事務局から提出された諸帳簿と金融機関の残高証明書等を照合し、現金の出納事務が正確に行われていることを確認した。

監査実施日 令和6年7月29日

監査委員

高松 義行

監査委員

高橋 宣博